

議案第 1 号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成29年8月17日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

那覇南部地区特別支援学校の過密化解消と那覇市在住児童生徒の市外特別支援学校への通学負担を軽減するため、平成33年4月を目指とし、那覇市古波蔵に県立那覇A特別支援学校（仮称）を開校することに伴い、通学区域を前倒しして変更することから、関係する規則の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1那覇学区の部大平特別支援学校の項中「石田」の次に「、城北、石嶺」を加え、同表島尻学区の部島尻特別支援学校（知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）の項中「、首里」を「及び首里」に改め、「、城北、石嶺」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の規定は、この規則の施行の日以降に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

規則案の概要説明

部課名 県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

第5期県立特別支援学校編成整備計画においては、各特別支援学校における学校規模の適正化を図ることが方針のひとつとなっている。

那覇南部地区の特別支援学校における過密化解消と那覇市在住幼児児童生徒の市外地特別支援学校への通学負担を軽減するため、那覇市古波蔵に県立那覇A特別支援学校（仮称）を平成33年4月を目標に開校する。

県立那覇A特別支援学校（仮称）学校設置基本方針において、知的障害教育部門における城北、石嶺中学校区域の通学区域は、島尻特別支援学校から大平特別支援学校へ変更することとしており、児童生徒や保護者の負担を軽減するため段階的に新・転入を進める必要がある。

以上の理由により、沖縄県立特別支援学校通学区域に関する規則の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

(1) 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の別表第1大平特別支援学校の通学区域に城北、石嶺中学校区域を加える。

(2) 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の別表第1島尻特別支援学校の通学区域から城北、石嶺中学校区域を削る。

(3) この規則は、公布の日から施行する。〈附則〉

(4) この規則による改正後の沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の規定は、この規則の施行の日以降に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。〈経過措置〉

4 関係各課等との調整状況

総務課と調整済み

5 添付資料

新旧対照表

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年3月31日沖縄県教育委員会規則第3号）新旧対照表																			
	改正案 現行																		
(学区)	<p>第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学区名</th> <th>特別支援学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇学区</td> <td>大平特別支援学校</td> <td>宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域にあっては、久米島町とする。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>志喜中学校区域（宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>浦添市、那覇市（那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域に限る。）</td> </tr> <tr> <td>島尻学区</td> <td>島尻特別支援学校</td> <td>西原町、那覇市（那覇市立寄宮、古蔵、仲井真及び首里）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>幼稚部にあっては、浦添市及び那覇市（那覇市立神原、那覇、上</td> </tr> </tbody> </table>	学区名	特別支援学校名	区域	那覇学区	大平特別支援学校	宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域にあっては、久米島町とする。）			志喜中学校区域（宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。）			浦添市、那覇市（那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域に限る。）	島尻学区	島尻特別支援学校	西原町、那覇市（那覇市立寄宮、古蔵、仲井真及び首里）			幼稚部にあっては、浦添市及び那覇市（那覇市立神原、那覇、上
学区名	特別支援学校名	区域																	
那覇学区	大平特別支援学校	宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域にあっては、久米島町とする。）																	
		志喜中学校区域（宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。）																	
		浦添市、那覇市（那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域に限る。）																	
島尻学区	島尻特別支援学校	西原町、那覇市（那覇市立寄宮、古蔵、仲井真及び首里）																	
		幼稚部にあっては、浦添市及び那覇市（那覇市立神原、那覇、上																	
(学区)	<p>第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学区名</th> <th>特別支援学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇学区</td> <td>大平特別支援学校</td> <td>宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域にあっては、久米島町とする。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>志喜中学校区域（宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>浦添市、那覇市（那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域に限る。）</td> </tr> <tr> <td>島尻学区</td> <td>島尻特別支援学校</td> <td>西原町、那覇市（那覇市立寄宮、古蔵、仲井真及び首里）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>幼稚部にあっては、浦添市及び那覇市（那覇市立神原、那覇、上</td> </tr> </tbody> </table>	学区名	特別支援学校名	区域	那覇学区	大平特別支援学校	宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域にあっては、久米島町とする。）			志喜中学校区域（宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。）			浦添市、那覇市（那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域に限る。）	島尻学区	島尻特別支援学校	西原町、那覇市（那覇市立寄宮、古蔵、仲井真及び首里）			幼稚部にあっては、浦添市及び那覇市（那覇市立神原、那覇、上
学区名	特別支援学校名	区域																	
那覇学区	大平特別支援学校	宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域にあっては、久米島町とする。）																	
		志喜中学校区域（宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。）																	
		浦添市、那覇市（那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域に限る。）																	
島尻学区	島尻特別支援学校	西原町、那覇市（那覇市立寄宮、古蔵、仲井真及び首里）																	
		幼稚部にあっては、浦添市及び那覇市（那覇市立神原、那覇、上																	

を行う幼稚部、児童に対する教育を行なう小学部及び生徒に行なう中学部及び高等部に限る。)	学校区域に限る。）、南山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域を除く。）、与那校区域に限る。）を加える。	学校区域に限る。）、南山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域を除く。）、与那校区域に限る。）を加える。
を行う幼稚部、児童に対する教育を行なう小学部及び生徒に行なう中学部及び高等部に限る。）	学校区域に限る。）、南山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域を除く。）、与那校区域に限る。）を加える。	学校区域に限る。）、南山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域を除く。）、与那校区域に限る。）を加える。